

4 自主防災組織および個人の日頃の取り組みと発災時の行動

【1】日頃の取り組み

阪神・淡路大震災で発生した火災は285件を数えました。

拡大を防止するためには日頃から災害に備えて準備をしておくことが大切です。

各家庭で、以下の取り組みをしていただくように各町会で啓発・推進します。

①出火防止

大地震時などにおいては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、次の事項の点検・整備を進めます。

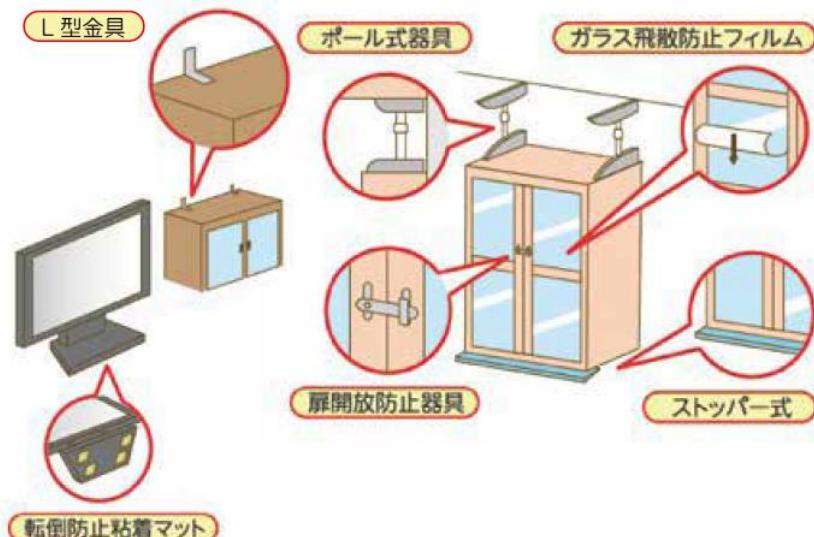
- ◆火気使用設備器具の整備及び、その周辺の整理整頓状況
- ◆可燃性危険物品(カセットボンベ・灯油など)の保管状況
- ◆消火器など、消火用資機材の整備状況
- ◆その他、建物等の出火の恐れのある危険箇所の状況

②家具転倒防止器具の取り付け促進

家具の転倒防止を推進するために

次の事項を啓発・推進します。

- ◆室内の危険箇所の点検
- ◆安全対策、転倒防止策の検討
- ◆家具の設置場所の変更や転倒防止器具取り付け



マンションで特に想定される被害と対応例

- 停電等によるエレベーターの停止(閉じ込め)
- 家具・冷蔵庫等の転倒によるケガ
- 玄関ドアが変形等で開かなくなる
- 断水、排水設備の破損でトイレが使えない

【対応例】

- 閉じ込め対応キットの設置
- 家具の固定
- 避難路(ベランダ)の確保
- 食料、水、携帯トイレの準備

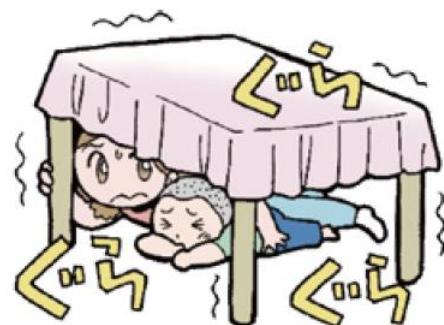


【2】災害時の取り組み

地震

①災害発生当初の行動

- 机、テーブルの下に潜るなどして、まず自身の頭や体を守る。
- 室内においても、スリッパ、靴をはき足を守る。
- 都市ガスは震度5相当以上でほとんどのご家庭で自動的に遮断されますが、ガスの元栓を閉め復旧時の二次災害に備える。
- 避難時は、電気器具等は電源を切りブレーカーを落とし、通電火災等の発生を防止する。
- 玄関のドア、扉を開け避難路を確保する。
- 家族、親類等の安否を確認する。
- 室内、家屋の安全を確認する。
- 災害の情報を取得する。



②安否確認

- 自分と家族に被害が無い場合、白いタオルなどを玄関やドアノブなどに掛け安否を知らせる。
- 町会責任者は町会別集合場所で町会役員に安否確認を実施させ、把握する。
- 安否が不明な時は、救出・救護班と一緒に、救出・救護活動を行う。
- 地域外に避難する場合には、町会別集合場所にいる班長、町会役員等へ避難先（連絡先等を含む）を伝える



③初期消火

- 火災発見時は大声で隣近所に伝え、応援をもらうと共に、消火器等にて初期消火に努める。
- マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- 火が大きくなり、消火が困難な時は、初期消火を中止し、身の安全を守るために避難する。
- 要配慮者の誘導支援をする場合には、風上方向へ避難させる。
- 可搬式ポンプ等が準備できれば使用する。



④救出・救護活動

- 救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に地域の住民や事業所が協力し合って活動する。
- フォークリフトやバール等、救助に活用できる有用な資機材は日頃から所有者や事業所に相談しておく。



⑤避難行動

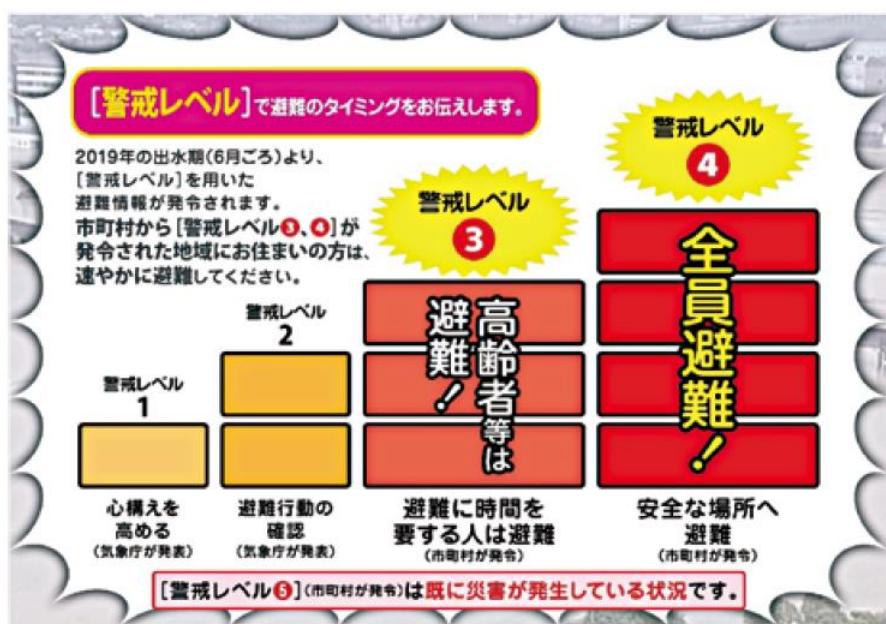
- 町会別集合場所へ集合した住民のうち、家屋の倒壊などで自宅での生活ができない住民は、避難者名簿を作成し災害時避難所の大開小学校へ避難する。



水害時

災害の発生時の行動

- テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集する。
- 水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
- 「警戒レベル3」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- 「警戒レベル4」の発令時は落ち着いて、直ちに全員避難する。
- 夜間又は、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。



⑤避難行動要支援者支援計画

「避難行動要支援者」とは、大地震や風水害などの災害が発生したときなど、安全な場所への避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。

また、避難所での生活においても大きな困難があるなど、まわりのひとの手助けや、特別な配慮が必要な人たちです。平常時に地域において見守り活動を実施している対象者は、災害時に「避難行動要支援者」となります。

避難時には隣人・友人など地域で助け合う『共助』に努めましょう。

【1】要援護者名簿を活用した支援の実施

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、区役所が保有する要援護者情報を災害時の支援のために活用することに同意した要援護者に対する災害時の安否確認、避難支援の実施。

【2】「避難行動要支援者名簿」の作成

①避難行動要支援者情報の収集目的

- 災害時の安否確認、避難支援及び救出・救護等の実施。
- 日頃の身守り活動の実施。



②避難行動要支援者情報の収集の対象者

- 災害時に避難支援等を必要とし、名簿登録を希望する方。
- 災害時の状況によっては手助けが必要になる方。

③避難行動要支援者情報の収集方法

- 避難行動要支援者支援の取り組みについて周知し自発的に手を上げるよう呼びかける「手上げ方式」の実施。
- 「手上げ方式」による収集状況を確認し、「同意方式」で実施。

【3】「避難行動要支援者名簿」の管理方法

①(管理責任)取得した情報の管理責任者は、連合町会長、民生委員長、女性会長とする。

②(安全管理)「避難行動要支援者」情報(名簿、登録カード、電子データ等)は施錠可能な保管庫等で厳重に管理する。

③(第三者提供)収集した避難行動要支援者情報を本人の同意なしに、次の共有者を除き第三者に提供することはできない。

共有者:各町会長、各町会女性部長、民生委員、地域福祉コーディネーター、見守り相談室、福島区役所
ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があるとき等を除く。